

第2回 国分寺市障害者施策推進協議会 会議録

○日 時 平成28年12月20日(火) 午後6時30分から午後8時30分

○場 所 国分寺市役所 書庫等会議室

【委員】(敬称略)

大塚 晃(会長)	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授(識見を有する者)
藤田 典男(副会長)	国分寺市障害者就労支援センター (障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者)
柴田 洋弥	国分寺障害者団体連絡協議会(市内の障害者団体の代表者)
福島 英明	公募委員(市内に住む障害者及び障害児の家族)
土屋 由美	公募委員(市内に住む障害者及び障害児の家族)
阿部 由美	地域活動支援センターつばさ (市内の地域活動支援センターの代表者)
笹本 秋夫	東京都立小平特別支援学校(特別支援学校の教員)
中村 朋子	国分寺市民生委員・児童委員協議会(民生委員の代表者)
中西 紀子	第二東京弁護士会(識見を有する者)

司会・進行：大塚 晃(会長)

【アドバイザー】

岡本 和子 社会福祉法人はらからの家福祉会

【事務局】

福祉保健部	障害福祉課長(廣瀬)
福祉保健部	障害者福祉課計画係長(木田)
福祉保健部	障害福祉課障害者支援担当係長(桑野)
福祉保健部	障害福祉課計画係(京極)

【次第】

開会

1 審議事項

1) 国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理、評価に関すること(諮問第1号)について

2 報告事項

- 1) 虐待防止の取組状況について
- 2) 差別解消法及び障害者週間行事の取組状況について

3) 国分寺市障害者地域自立支援協議会の設置について

3 その他

4 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成27年度）及び国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成27年度）各委員からのご意見（概要）
- 資料2 答申第1号 答申書（案）
- 資料3 国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱
- 資料4 国分寺市障害者地域自立支援協議会（概要）

◆当日配付

※席次表

- 資料5 国分寺市障害者虐待防止ネットワーク会議の概要について
- 資料6 国分寺市の障害者虐待防止の取組状況（平成27年度）
- リーフレット 障害者を虐待から守りましょう
- チラシ 平成28年度障害者週間行事 「好きなものを見つけて・・・そしてその夢に向かって」

●平成28年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会 会議録（確定版）

【開会】

大塚会長：それでは、よろしいでしょうか。定刻になりましたので、平成28年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会を開会します。皆様、お忙しい中をご出席ありがとうございます。今日の次第ということで、皆様のお手元にある順番に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。まずは、会議成立の確認ということで、事務局より出席者等をよろしいですか。

事務局：事務局です。開会に当たりまして、会議の成立の確認をさせていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして、会議については委員9名の過半数の出席をもって決するということになっております。

本日の出席は8名の委員にご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、定足数を満たしており会議成立となります。以上でございます。

大塚会長：ありがとうございます。それから、新たにメンバーとしてご参加いただいている人もおりますので、一言だけ紹介をお願いできますか。岡本アドバイザーと中村委員さんです。

岡本アドバイザー：初めまして、岡本といいます。よろしくお願いいたします。第1回目のほうは奥澤が出席をさせていただきました。はらからの家福社会でネットワーク推進事業と

して市行政との連携をきちんとやっていこうと思っています。よろしくをお願いします。

中村委員：民生・児童委員で障害福祉の部会長を仰せつかっております中村と申します。前回の会では带状疱疹になってしまいまして、欠席させていただきました。申しわけありませんでした。年内で民生委員が3年に1度改選になるのですが、それがまたこの12月1日で改選になりまして、最初で最後になってしまうのですけれども、今度は新しい障害福祉部会長がこちらのほうに参加させていただきます。

まだ決まっていないのでどなたかとは言えないのですけれども、参加させていただきます。私は委員としては何の役にも立てなかったのですけれども、自立支援協議会のほうから参加させていただいて、民間の方のお話を聞けたというだけで、それはそれで勉強になったと思います。本当にお役に立てなくて申しわけなかったのですが、次の障害福祉部会長もよろしく願いいたします。以上でございます。

大塚会長：ありがとうございました。それでは、続きまして配付資料の確認ということで、事務局をお願いします。

事務局：事務局の京極です。資料の確認をいたします。お配りいたしました本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、本日お配りいたしました次第の裏面でございます。資料一覧をごらんいただけますように、お願いいたします。資料一覧でございます、番号の順に確認をいたします。

まず、事前配付の資料でございます。資料1、「国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成27年度） 国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成27年度）—各委員からのご意見（概要）—」。資料2、「答申第1号 答申書（案）」。

資料3、「国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱」。資料4、「国分寺市障害者地域自立支援協議会（概要）」、以上が事前に配付いたしました資料でございます。

続きまして、本日お配りいたしました資料でございます。席次表、資料5、「国分寺市障害者虐待防止ネットワーク会議の概要について」。資料6、「国分寺市の障害者虐待防止の取組状況（平成27年度）」。

リーフレット、「障害者を虐待から守りましょう」。

チラシ、「平成28年度障害者週間行事『好きなものを見つけて…そしてその夢に向かって』」。

「平成28年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会会議録」。お配りさせていただきました資料は以上でございます。不足等ございますでしょうか。以上でございます。

【審議事項】

大塚会長：それでは、審議事項に入りたいと思います。まず、1)の「国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理、評価に関すること（諮問第1号）について」と、資料1ということですので、これについて事務局より説明と皆様のご意見、あるいは質問等をお受けしたいと思います。事務局をお願いします。

事務局：事務局です。審議事項の1)番、国分寺市障害者計画・障害福祉計画の進行管理、評価に関することということで、まず資料の説明をさせていただきます。第1回の本協議会で計画の実績資料をお示しさせていただきました。協議会の場でご審議いただ

き、その後も個別にご意見をいただいたところでございます。資料の1番が、各委員からいただいたご意見の概要をまとめたものとして出させていただきましたので、こちらを資料としてご確認をいただければと思います。

次に、資料2の答申書（案）のご説明をさせていただきます。本年の協議会開催は全3回となっておりますので、あと1回を予定しております。これまで委員の皆様からいただいたご意見をもとにして、今回答申案をあらかじめお示しさせていただいた上で、さらなるご意見をいただきまして、次回最後の協議会で答申としてまとめるといような流れで進めさせていただきたいと考えております。

それでは、答申案の中身についてご説明をさせていただきます。まず、1枚目をめくっていただくと、1ページですけれども、全体の構成ですが、1番、「はじめに」といようなところで、近年の障害福祉を取り巻く市の動向をお示ししています。2番の「進行管理及び全体評価について」では、障害者計画の実施計画と障害福祉計画の実績に関して、全体的な評価を説明しています。3番の「障害者計画実施計画重点事業別実績評価について」というところでは、皆様からご意見いただいたことなど、7つの重点事業ごとにまとめています。4番目の「障害福祉計画成果目標別実績評価について」というところについては、障害福祉計画に設定されている成果目標ごとに評価をまとめさせていただいております。最後に5番の「今後に向けて」で、全体の結びとして2点にするような形でまとめさせていただいているということになります。

続いて、中身のところを順に説明させていただきます。まず、初めに戻っていただいて、1番の「はじめに」ですが、国分寺市においては、これまでの障害者自立支援協議会が、今年度から障害者施策の計画的、総合的な推進を図るための本協議会、施策推進協議会と、こちらはちょうど昨日第1回の協議会が開催されたところなのですが、地域の課題の共有、関係機関との連携を行っていく地域自立支援協議会の2つに再編されるというような協議会の体制の変更がありましたので、そこにまず触れさせていただいているということと、今回の答申の対象である障害者計画、障害福祉計画が平成27年度から新たな計画期間となっていて、その実績の評価としては今年度が最終の年度になるというところ、それから最後に本年の4月から大きな動向としては差別解消法の施行というものが行われておりますので、そのあたりについて踏まえながら計画を推進していくということを記載させていただいております。

次に、2番の「進行管理及び全体評価」についてですが、実施計画の実績については、おおむね目標どおり進行しているという評価をして、やや取り組みがおくれていると思われる事業については、引き続き目標達成に向け取り組みを進めてもらいたい。また、障害福祉においては数値目標ではかるのが困難な部分もあることから、中身の充実を図られたいというような形でまとめさせていただきました。

障害福祉計画の実績については、全体的には着実にサービス提供が伸びて行われていると評価しますが、実績数値だけでは把握しきれないニーズもあるというところで、そのあたりのニーズの把握に努められたいという形で表現させていただいております。また、成果目標については、やや取り組みがおくれていると思われる一般就労への移

行について、着実な推進を求めるという形にさせていただきました。

次に、3番の「障害者計画実施計画重点事業別実績評価について」ですが、こちらは重点事業ごとに評価を行う形でまとめさせていただきました。

重点事業1については、いただいたご意見をもとにさせていただいて、声の広報発行事業の周知推進を求めるとさせていただきます。

重点事業2については、いただいたご意見をもとに総合的な相談窓口体制の整備というところで、支援の漏れのない相談体制の整備の検討を求めるとまとめました。

重点事業3については、声の図書収集・作成・貸出しと体面朗読の事業の実績について、ニーズを捉えて今後につなげてほしいとしました。

重点事業4については、乳幼児の健診や訪問指導について、目標設定が高いために実績がなかなか厳しい状況もございますが、取り組みを進めて支援が必要な人の早期発見につなげてほしいという内容でまとめさせていただいております。

重点事業5については、就労の拡大に向けた取り組み全体は、地域生活を行う上で重要であって、各事業の取り組みを推進されたいとしました。

重点事業6については、実施計画の事業自体は、ほとんどほかの重点事業で一度出てきた事業という形になっておりますけれども、保健、医療、福祉の連携について地域自立支援協議会を活用するなどとして、ネットワーク構築と他分野の職種と連携の推進を図られたいという形でまとめております。

最後に、重点事業7ですが、こちらはサービスに係る人材の確保のため、研修の実施や当事者団体の活動支援などを通じて、地域社会全体で支えていく仕組みを強化する取り組みを推進されたいとさせていただきます。

後ほどまたご意見を頂戴いたしますけれども、特に重点事業の3から7については、前回のところであまりご意見をいただいていない部分になりますので、本日ぜひご意見をいただければというふうに思っております。

では、続いて4番の「障害福祉計画成果目標別実績評価について」ですが、こちらは障害福祉計画に定められた3つの成果目標について評価をまとめました。

成果目標の1つ目、施設入所者の地域生活への移行ですが、こちらは27年度実績としては地域移行者数はゼロという形ですけれども、施設入所支援の利用者数としては減っているというような状況です。こちらは今後地域移行を進めるに当たって、必要な障害福祉サービス等の提供基盤、これはグループホームなどになるかと思いますが、これらの整備が進むとは言いつても、定員に余裕のないサービスもあって、高齢化や「親なき後」を見据えると、今後もサービスの提供体制の充実が求められる。ニーズの適切な把握に努め、事業者と連携を図りながら計画的なサービス提供基盤整備に努められたいとまとめました。

次に、成果目標の2つ目、地域生活支援拠点等の整備ですが、こちらは現在社会福祉法人からの提案を受けまして、法人の整備する施設や既存の障害者センターの機能を生かして、面的整備というような形で整備する形で進められているところです。ただ、そのあり方、よりよいものにしていくという部分では、整備して終わりというも

のではなく、継続的な課題になるかと思いますので、他自治体の事例なども見ながら検討を進められたいというような形でまとめさせていただきました。

次に、成果目標の3番目、福祉施設から一般就労への移行ですが、こちらは実績として就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合が目標50%に対して、実績はゼロという部分もありまして、進捗状況としてはやや取り組みがおくれているというような形にさせていただいております。就労移行支援、就労継続支援の利用者数は増となっておりますが、就労への移行になかなかつながらない状況があり、連携強化による支援の充実や新たに立ち上げた地域自立支援協議会の就労支援部会の活動等を通じて、地域の就労支援ネットワークの構築を推進されたいというような形でまとめました。また、就労移行に当たっては、受け入れ企業の理解も重要になることから、企業による障害者雇用の理解促進に向けた普及啓発や情報発信の充実にも努められたいとしています。こちらでも障害福祉計画の成果目標に対する実績について、前回あまりご意見をいただけなかった部分でございますので、ぜひご意見をいただければと考えてございます。

最後に5番の「今後に向けて」になります。2点まとめております。1つ目としては、ご意見をいただいていた部分でもありますけれども、次期の計画策定に当たっては、丁寧なニーズ把握に努め、見込み量の算定にそれを反映するように努めてほしいとさせていただきます。

2つ目としては、ここで地域自立支援協議会が新たに立ち上がっているというような状況がございますので、計画の推進を図る上でも、地域自立支援協議会を活用し、地域課題の共有や関係機関との連携に努め、地域の実情に応じた計画の推進を図られたいという形でまとめました。

このような形で答申書（案）としてまとめさせていただきましたが、本日はこの内容についてご審議いただければと考えております。事務局からの説明は以上になります。

大塚会長：ありがとうございます。それでは、答申書（案）について、中心は3番の障害者計画実施計画重点事業別実績評価と、ここの提言について重点事業ごとに皆様のご意見を聞きたいと思っておりますけれども、その前に答申書の形としては、1が「はじめに」、2が「進行管理及び全体評価について」ですけれども、ここについての文言だとか、あるいはご質問ということも含めて、ご意見もですけれども、まずご意見があればいただきたいと思えます。

今まで取り組んできて、おおむね目標どおり始動しているということですが、やや取り組みがおくれている部分もあるということも含めていろいろご意見があるかもしれません。評価のことになると思えます。柴田委員、どうぞ。

柴田委員：前回の議事録をいただいているのですが、その中の親の会が調査をしたグループホームの要望で、今後5年以内に、50人近い人たちから要望があったのですけれども、その母数について会員が140名という私の発言は間違いでありまして、親の会の会員が180名でアンケートの回答が120名でした。

事務局：それは何ページになりますか。

柴田委員：24 ページの真ん中あたりです。23 家庭というのは当面1年以内の希望の方です。これは会員数が180名で、アンケートの回答をしたのが120名の中の回答数です。訂正をさせていただきます。

それで、今の問題に戻ります。進行管理及び全体評価のところですね、前回は申し上げたのですが、今後に向けてのところで書いていただいているのですが、もともと計画そのものの数値目標が、今から考えてみると少なかったと、こちら辺の問題がありますので、目標に対してどれだけ達成できたかということだけではなくて、目標自体も見直す必要があると。そういう視点も入れていただきたいと思います。2 ページの上のほうに、数値のみに捉われず中身の充実を図られたいということでもありますので、それがそのことを指しているのかなと思いますが、この点いかがでしょうか。

事務局：事務局の桑野です。見込み表の算定については、全体のニーズ量を正確に把握するとなると、ニーズ調査等を行っていかないといけないのかなと考えておまして、見込み表の年度で補正ということよりは、先ほど柴田委員がおっしゃったように、この見込み量にとらわれず中身の充実というものを引き続き行っていくと事務局としては考えています。

大塚会長：よろしいですか。

柴田委員：5ページのところに、「丁寧なニーズ把握に努め、見込み量の算定においてそのニーズが適切に反映されるよう努められたい」と、この表現はいいと思うのです。これは今後に向けてでありますけれども、では、そもそも計画の目標設定自体はどうだったのか。評価をするというのは、目標に対してどうだったかということだけではなくて、その目標設定がどうだったのかということも評価せざるを得ないと思うのです。そういう点で、「数値のみにとらわれず」という表現では不十分ではないかと思うのです。

大塚会長：そうですね。目標設定のほうを考えると、その時点における一番最大限の集約した意見等を皆さんの納得のもとに、そういう目標値を出したということだけでも、その目標値が今、ここまでになっている時点においてどうだったかということは、今後も目標を立てながらやっていくということのPDCAサイクルを回すうえでも1回どうだったかということの確認というか原初という部分は、文言としてどういうふうに書くかはわかりませんが、そういう視点が必要だということが問われるのです。

柴田委員：そうですね。文言は事務局でお任せするとして、そういう視点を入れていただきたいと思います。

大塚会長：本文はよろしいですか。では、中心となる3番目の障害者計画実施計画重点事業別実績評価ということで、ここは丁寧にやりたいと思いますので、まずは重点事業ごとに皆様の意見等を入れて事務局で整理してありますけれども、

まだ整理している部分であるとか、つけ加える部分とかいろいろご意見を伺えると、ここを充実させていく必要があると思っていますので、よろしく願います。

まず、重点事業1の障害に対する理解や配慮の促進についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

柴田委員：事務局へお願いなのですが、この委員会のときにそのときだけ見るという形で、机の上にここに計画書を置いておいていただきたいのですね。各委員が参照できるようにしていただければありがたいと思います。

大塚会長：やはり配慮という言葉が入っているから、4月から施行された差別解消法の範囲も含めて何かあるのかなと思います。障害者に対する理解や促進。全体としてカバーするようなことになると思いますので、もう少し具体的に重点事業としての、もう少しそれぞれの障害の理解が。これをやると多分、差別解消法のところと関連するのでしょうかけれども、一般論でもいいのでいかがでしょうか。それぞれの障害の方への機会が足りないとか、市民への何か思っていること、ご理解のためのとか。自由でいいと思うので、全部書けるかどうかわかりませんが、いっぱい出してもらったほうが整理するときに素材になると思いますので。

福島委員：視覚障害の方に、情報を届ける手段と書いてあるのですが、障害者というのは多岐にわたると思うのです。視覚障害だけでいいのかなと。

大塚会長：そうですね。これは1つのイメージだから、視覚障害ということで、ほかの障害の方についても満遍なく書いたほうがいいわけで。広報を発行する、事業番号18は、個別的な視覚障害の方のためのものだからいいと思うのですが、ほかの方については。ありがとうございます。

柴田委員：差別解消法の合理的配慮についてという研修会を市がやっておりますが、事業所向けということですが、事業の関係者の参加者が残念ながら少なくてですね、障害者に対する合理的配慮ということについての理解をしてもらうのが、まだまだなのだろうと思われます。そういうことから、私たちも障害そのものに対する差別、あるいは合理的配慮とは具体的にどういうことなのか、それぞれの障害に即した理解が深まるように引き続き取り組む必要があると思います。

その法施行後ではないのですが、市内でグループホームをつくる時に、近隣の住民から非常に反対があつてですね、それで建設がおくれたということが現にあったそうです。そういうこともありますので、引き続き障害者に対する理解の促進を進める必要があると思います。

大塚会長：この書き方は、全体的な障害ということを行ったほうがいいのかと思うので。全体のことを解決したら個別の障害の大切なことはあるということで、それについてはいかがでしょうか。また、戻りますので、もしご意見があればいただければと思います。

続きまして、次のページで重点事業2、相談支援体制の充実ということです。これも課題だと思いますけれども、ご意見をいただいて。はい、どうぞ、福島委員。

福島委員：私は、当事者なのですが、この間市役所から障害者のしおりというものをいただきました。これを一生懸命読んだのですが、以前の第1回目に私が言ったのは、有益な事業が行われているというのを知っている人はほとんどいないというふうに思っていて、情報提供を充実させることができないのかなと検討していただいた

のですけれども、これを読むと、障害者のしおりにほとんど書かれています。

けれども、障害者にとっては、なかなか全部読むのも難しいということと、人それぞれによって障害者のニーズが異なるというところを感じました。

私の意見なのですけれども、少し外れてしまうかもしれませんが、相談体制の一元化ということと、相談員の拡充というのが必要ではないかということを感じました。相談体制の一元化がなぜ必要かというのは、まず、私自身も含めてどこに相談すればいいのかわからないというのがあります。それと、障害者それぞれのニーズに対応していく必要があるのではないかということが考えられました。

もう1つの相談員の拡充ということに関しましては、たまに市報で相談できる日というのがあるのですけれども、そこまで読んでいないのが現状だというのが1つということと、あと常勤の相談員が必要ではないかと考えました。相談体制の一元化ということと、相談員の拡充が必要ではないかということについて、この前の会議から考えています。以上です。

大塚会長：ありがとうございます。一元化と拡充というのは何かありますか。

福島委員：要するに、ここに行けば教えてくれるみたいなことで、色々な障害、私は精神の障害なのですけれども、色々な障害者がいて、相談も色々違うものがありますので、どこに行けば相談に乗ってくれるのかなというのがあるのです。

大塚会長：総合相談窓口という話で、ただいまの対応によるかもしれませんが、どこに行けばということ、それは障害者の方にとってはわかりづらいという課題があるということです。ほかにはいかがですか。

土屋委員：うちの息子は発達障害なのですけれども、文言が難しく理解できないことが多いのです。ですから、読んでいくという話になったときに、単純に私は、もし仮に1人で生活しなければならなくなったときのことを想定して、何でも困ったら市役所へ相談しようと言いましたところ、そこだけは「ああ、ああ」とわかってくれる状態なのです。

それこそ、相談窓口については細かく、こういうときはこう、こういうときはこうという感じではなくて、本当にわかりやすいように困ったら市役所へ行くので、「ああ、ああ」となるような体制ができていただけると、すごく嬉しいなと思います。

大塚会長：シンプルで、誰にでも、どんな障害でも、内容を問わず、まずはそこに行けばわかるというところ。それはあることはあるのですけれども。

事務局：31のところはですね、国のもそういった方向性を示していますよね。高齢、障害、児童、生活保護も含めて、1つの窓口で総合的に相談できるように。その中で、総合相談の中でいろいろな課題が見つかって、そこは連携して対応するということが目的なので、そういった取り組みを位置づけてその体制の整備をしていきたいというのが、この施策の31番になっています。

個別の障害福祉に関する相談というのは、もちろん市でもやっていますけれども、相談支援のほうは平成20年に立ち上がってから地域活動支援センターも含めて取り組んでいるという状況ではございます。ご意見、受けとめさせていただきますので、

そのところは少し考えてみたいと思います。

大塚会長：そこをもっと普遍的な高齢、障害、児童、生活保護とかそこまで含むのと、それからもう少し限定しての障害という切り口であったとしてもなかなか、どういうふうに言っているかわからないということなので、両方必要なところですが、障害のところはきちんと内容を問わず、障害種別を問わずわかりやすく、市役所の障害福祉課の者について行けば何でも相談に乗るとか、そういうものをわかりやすくするとともにそれを周知徹底しなければならない。あるいは障害者自身の説明の仕方について何かあれば。

阿部委員：この文言のところでは、枠組みに入らない人への支援についても漏れの無いようにと。もちろんそうなのですけれども、その相談内容についても総合的に受けられるような。例えば制度の問題だと、こっちに行かなければいけない。経済的な問題だと、こっちに行かなければいけない。

土屋委員：言葉は悪いのですけれども、息子の件で相談しに来たときに結局たらい回しにされてしまったのですね。

大塚会長：あっちへ行ってくれ、こっちへ行ってくれと。

土屋委員：そうなのです。なので、仕方がないのかもしれないのですけれども、その状態で現在、相談的な整備体制があるよと言われてもピンと来ないところがあったものから、今現在は違うのかもしれないのですけれども。

大塚会長：事業番号の31は、その手前としての、障害のところをきちんとやるというところがないので、そこが大事なところになりますので、これだけ強調されると何かまた違うような。これはすぐできないのですよね。

多分あと10年、20年、30年くらいの先のことで、制度の壁を全部壊して、地域一元化となる相談をしていただく施設というのは、ここで出た意見なのですけれども、そこは多分10年、20年、30年かかるのです。理想ではあるのですけれども、それを書いてしまうと一番遠くの理想ばかり言って、その前に障害分野もうまくいっていないでしょう。それを先に書かなければだめだと思うのです。先に行ってしまうようなイメージがあります。全然間違っていないです。あとはいかがですか。

柴田委員：事業の45の障害者の個別支援システムの構築について、これは大変重要なことだと思うのですが、実績値が平成27年度は中断となっているのですが、ここは前にもお尋ねしたのかもしれませんが、福祉保健部と子ども福祉部と教育部とが協力して推進するということになっているのですが、実際にはどういうふうにつながるのか、中断のままなのでしょうか。

事務局：そういう実績でお話を伺っていて。前回の中西委員から質問があり。そういうふうにお答えしているという形なのですけれども。

柴田委員：28年度はそれは既に動き出しているのですか。

事務局：ではないです。

柴田委員：まだ、していませんか。

事務局：はい。

柴田委員：そうなのですか。進捗状況としては目標どおり進行しているということにはならないのですか。

事務局：そこをご質問いただいて、それでお答えをしているのですけれども、計画相談とかも入ってきて、相談支援体制が不十分とはいえ、徐々に充実してくる中で、相談体制の中でつないでいくようなところを目指しているという、状況が変わってきているというところで、こういうような資料のつくりにさせていただいたというようなことでお答えさせていただいています。

柴田委員：それは大変重要な課題だと思うのですが、それで特に今この中には出てきていなかったのですね。

事務局：その中でと言いますと。

柴田委員：重点事業ということで。

事務局：答申（案）の2ということですか。

柴田委員：その中には出ていない。

事務局：その説明をさせていただいたときに、たしか阿部委員だったと思うのですが、計画にのっている人は入ってこられるけれども、それ以外の枠組みに入らない人では、そこから漏れてしまうよねというような意見をいただいたのも踏まえて、このような形で表現させていただいて、枠組みに入らない人についても漏れなく相談支援体制がつながっていきけるような体制に配慮してほしいねというような表現にさせていただいています。

柴田委員：さっき言っていた事業番号45と関連して。

事務局：そうですね。今は書き方としては事業番号を出して書かせてはいただいていますけれども、ニュアンスとしてはそのあたりに全体を含めたような形で書かせていただいています。

柴田委員：事業番号45も含めて制度検討に加えてもらいたいということについて。失礼しました。これは大変重要なことですからね。

大塚会長：漏れる人というのは、そういう意見があったのでしたっけ。

事務局：はい、たしかそういう意見をいただいています。

大塚会長：一般的に。

事務局：計画につながらない方もいますよねというようなお話をいただいたかと思います。

大塚会長：確認が入らないでいました。

事務局：表現が。

大塚会長：制度のことになるから。

柴田委員：以上です。

大塚会長：ほかには、いっぱいあるのだけれども、ネットワークからこんなにあるのだけれども。また戻りますけれども、次は重点事業3です。ライフステージを通じた支援の仕組みづくりということです。この部分については事業番号99番があるのですが、ご意見はいかがでしょうか。

あまり個別的なことというよりも、個別にしてもこれは絶対にやるのだというものがあるならいいけれども、皆さん重点事業と個別のいっぱい事業があると思うのですけれども、何か1つうまく整理をしていただいて。全体的な部分があると思うのですが、その中でこれは絶対という大切なものというこの発想、一生懸命ここでやっていくというようなことで。

柴田委員：個別になるのですが、よろしいでしょうか。16ページの事業番号93番です。くぬぎ教室というのは公民館が社会教育として行っている、主に知的障害の人を対象にした、成人の余暇活動の支援ということなのですからけれども、社会教育ですね。愛の手帳2度から参加できるということで、その点国分寺は大変よく取り組んでおられると思います。通常は、3度以上とかとなっているところですね。

書いていないのですが、あえて4度の人については、10年間の期限が終わった後は、自主的な事業ということになります。ちょうど今年で恋ヶ窪の公民館の事業の1つが期限をむかえるということで、10人ばかりここに通っていた人たちが、今までのようなそういった行事に参加ができなくなるということで、3、4については、自由参加という説明がされています。具体的にそれがどういうふうになるのかということが、私どもにはわからないのですが、いずれにせよ支援を必要とする人たちでありまして、特に知的障害の成人の余暇活動というものは、国の法体系の中にはないものでして、その中で、非常に大事な位置づけだと思います。

これは計画設定のときに利用されていたことなので、しょうがないことではあると思いますが、現時点で問題があると思います。来年の3月で最終を迎えるわけですね。

くぬぎ教室のことは、参加者は不安を感じているということです。

大塚会長：いかがですか。少し個別過ぎますよね。

柴田委員：そうですね。

大塚会長：この評価をしなければということがありますけれども。

事務局：そうですね。苦しいところです。

大塚会長：苦しいところですね。個別でここを外せないというのはあるが、これを全部評価してもみたいな話で、ここはもちろん個別には通じているのだろうけれども、全体としてきちんと書いて、それを個別に生かせるような形というのがいいのでは。

成人のそういう考え方の支援というものも、独自にやっているということは、引き続き一生懸命やってくださいというのは、来年もあるし、具体的にはこういうことをしていますというのが続いていけばいいですね。そういうのがいいですよ。そういうことなのですが、ないですか。事業で。

柴田委員：もう1つ、65歳を過ぎたときの障害福祉サービスと介護保険サービスとの関連について。障害福祉サービスでそのまま65歳を過ぎても使い続けられる場合もあるし、障害福祉サービスが打ち切られるという一部そういうこともあるみたいですね。

その辺は、障害者の中では不安がまだにある。この点については65歳になった状態で、障害福祉サービスの利用ができなくなって、介護保険に移行というようなときにですね、ご本人の意向をある程度聞いてと思うのですけれども。

阿部委員：いろいろ課題がありますがライフステージに応じた支援体制のところでは、その議論をする必要があると思います。

大塚会長：今の事業自体はいいですね。むしろ33番の相談支援とかそういうところで、ケアマネジャーと連携するみたいなそういうことが必要になるというのもあるのを聞いて、相談だとかは。あとは自立支援協議会で取り上げて、そういうことも含めて課題になっていますからということで、41 とかというところが関係しているのですか、それもある意味課題：これからの人生にとって。

中西委員：全然違う話になりますけれども、この重点事業3の中で出ている中では、4番の災害時の様子も載っているのですが、この件はその前の震災なども含めて、やはり障害のある方が大きな災害のときに、どうなってしまうのかというのが、どうしていくのかというところが、全体という意味では、本当に真剣に考えておかないと、多分どこの自治体でもいざとなったときに結構大きな問題になるのかなという感じを持っています。国分寺がどうなのか体制がわかっていないのであれなのですが、そこはやはり今後広く見ていかないといけないのかなという意識があります。

大塚会長：ありがとうございます。104 番くらいから地域生活の安心とかということで、震災時の支援体制だとかそういうところについての必要性が高まっていると。早速、既存のボランティア養成だとか、登録だとかこういうことも含めてあるけれども、全体として何か起こったときにすぐ準備ができるというのをもう一度、支援体制が整っているかどうかということを全体として確認し、今後そういったことが起こったときにすぐ対応できるようなことをしていく、そういうところを見てということですね。

中西委員：そうですね。

大塚会長：そこが、解決できればという。こういうことも含めて、これだけではないと思うのだけれども、これも含めて書かないと。どうですかね。既存のものを使いましょうというだけではなくて。違いますよね。全体を見ながら、こういう事業も活用し。要するに、災害時の支援というものを、もう一度見直しましょうと。どう対応したらいいのかというのを再確認しましょうということで話したほうがいいですね。よろしいですか。ほかにありませんか。

次は、重点事業4の障害児発達支援に向けた取り組みの充実ということですが、具体的には事業番号121 とか125 も含めて、ご意見があれば。131 番がこの辺の中心になると思いますので。はい、柴田委員。

柴田委員：親の会で話題になって困っていることがあるのですが、障害児教育は非常に重要であると思うのですが、特別支援学校に通っている子どもが、同じ地域の学校に副籍を持っています。その復籍交流ということで、もとの学校との交流を進めることになっているのですが、実際にその利用率は大変低いのです。その実施率が20数%なのですね。

しかもその大半が、お手紙とかそういうような間接的な交流になっているということで、直接的な交流が少ない。当の障害児にも負担がかかるということが一方ではありますが、そうではない場合であっても、受け入れの学校の体制がきちんとされてい

ないとか、例えばお昼ご飯、給食のときに交流をすると、障害児は給食のときにはこぼしたりして、そういうことにあまり接触したことがない子どもたちが、抵抗を感じてしまうということがあったりして、もう少し受け入れの側の学校の体制を考えてほしいということとか、それから、もう少し深刻な問題として、障害児の兄弟が普通学校にいる場合に、お前の兄弟にはそういう子がいるのかということで、兄弟児がいじめに遭うというようなことがあって、なかなかその副籍交流に踏み切れないという声も結構あります。

それからまた、復籍交流というのは親が連れていかなければいけないということで、働いている親はなかなかそういう時間ができないという問題もあってですね、この復籍交流をどうするかというのはかなり難しい問題ではあるのですが、しかしとても大事なことだと。せっかく東京都がそれを進めようと言っているのですけれども、なかなか進まない。このことは、この中にはどこに入るのかわかりませんが。

大塚会長：基本的にわからないことがあります。

笹本委員：柴田委員のおっしゃるとおりの課題が山積している副籍事業なのですが、ただ、市の障害者計画に盛り込むのは難しいことかなと思いますので、ここで答申とかということで入れるのは難しい問題かなと思います。

大塚会長：課題があるというふうな。

笹本委員：課題は確かにあります。

大塚会長：いろいろな機会に出てくることかもしれません。

笹本委員：今のような課題が確かにあるということで、要するに教育の現場ではその課題の改善に向けていろいろな取り組みをさせていただいていますので、教育のほうでそれなりに対応をさせていただいていると思いますので、この障害者計画の中に盛り込む必要がないとは言いませんが、少し違うところかなというふうに思います。

大塚会長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

阿部委員：131番のこどもの発達センターつくしんぼの事業についてですけれども、学齢前の子どもに対する支援がメインになっていて、学校に入ってもつくしんぼで数名相談を継続してくださっている方がいるのですけれども、そういう方の相談先がなくて、相談支援事業所の私どもと学校の先生とのやりとりという形になってしまっています。そういうふうに、18歳までのお子さんを対象に、発達段階で見られる専門職の方がいるといった、つくしんぼの持っている機能を少しその辺まで対象者を広げてほしいと思います。

大塚会長：一般には学齢というのはセンターの事業でも基本は18歳までは可能なわけですので、必要に応じて専門職の介護の面でも、つくしんぼセンターの専門性が地域で生かされるような仕組みづくりを考えてくださいと。相談支援センターが入ったり、また学校相談事業所との連携、つくしんぼにとってはフォローかもしれませんね。ここで支援をしたりそっちもきちんとやったほうがいいと思います。ありがとうございます。

では、また戻りますので、次は重点事業5、障害のある人の就労の場の拡大に向けた取り組みの推進については、就労問題ですが何かありますか。

藤田委員：答申では、国分寺市の事業というと、就労事業所とかそういうのが絶対的に少なく、一般就労への取り組みというのか、市外のほうに就労事業所の人を利用されている方も多いかないところで、就労支援センターとして今、きょう岡本さんに来ていただいて就労移行事業所が少ない中で、地域の中で潜在的に、うちの場合は登録者になりますけれども、登録者以外のところで潜在的に就職を希望している方、デイケアの中におられる方なども、就労は希望しているけれども、生活との両輪というところでなかなか就職に結びつかない。その人たちが利用できる就労前のトレーニングの場所とかというのは、国分寺市は絶対的に少ないですね。

今、岡本さんのところと連携しながら、形としてはさつきさんの場合はB型とか、本来的には緩やかな仕事はあるのだけれども、就職をしたいという希望の人がいるものですから、そういうところでは施設と連携しながら一般就労へ向けていくというのが、今、本市の現実ですね。

今後については、経済的に就職を希望しておられる方と、制度上の平成30年に向けて精神障害者の雇用率が必須化になっていくので、そういう意味ではあと労働力という問題では、国策の中でやはり本人が働く労働市場というもので、本人の力を発揮できる場所と活躍できるところがあると思うので、そこら辺の地域としての掘り起こし、今年度、就労支援センターは力足りないところがいっぱいあったのですけれども、次年度に向けて1月29日に雇用啓発セミナーというのがあり、そこでは企業の方と当事者の方、高次脳障害の方の事例ケースを発表したいと思っていて、その意味ではできる限り国分寺市内の企業の方に案内状を出してということで、まずは次年度に向けての前段階のことで、掘り起こし的なところで失敗してはいけないなと思っています。

ここで、私の意見としての次年度についてはそういう意味で地域連絡会議というのは、経済課からも、次年度についてはもう参加させてもらっていますけれども、生活困窮者とかいろいろなことも含めて、それととても障害者分野のところとが連携が結構かかわってくる部分があって、そこを連絡会議の中の就労支援センターを、今回、次回から入らせてもらうような形になって、そういう意味ではある意味では情報共有したり、連携したりというところで、障害者の雇用の推進につながっていくのではないかと考えております。

大塚会長：145番の就労支援との関係機関との連携だとかというのは、131番の就労支援センターの部分だとか数字の拡大があるので、そういうことがほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

土屋委員：確かに言っていることは間違っていないのですけれども、あまりにもざっくりし過ぎて、正直ピンと来ないのですね。今現在こういう状態なのですが、今後こうしたいみたいなそういうのがあるとわかるのですけれども、何だろうみたいな、書いてあるねという感じです。すぐにわかりにくい。

藤田委員：それぞれの5項目の事業についてですか。

土屋委員：この文言です。それについて言ったのですが、言いたいことはそこではないみたい

な。

阿部委員：施策推進協議会の目的は計画を評価をするというのはわかるのですが、評価した結果、誰がどのように、いつまでやるのかとか、そういうことまでは書かれないものなのでしょうか。この委員会の目的や、役割がどこなのかなというのがわかりません。ここでもし答申として出しても、それがどうやられるのか、わからないと納得できないと思います。

大塚会長：難しいところですね。何を評価して、具体的に、例えばグループホームを1つつくって、5人の実生活を確保する、こういうのはよくわかりやすいので、それができたかどうかということですね。できなかったから来年度でやるとか、どういう仕組みで前年度は不備があったのか、どこに至らなさがあったか、次年度はそれをカバーするための方策をつけて。そういうことができるのは少ないので、ほとんど事業的なことは全部むしろ体制の内容だとか数だとかということで、評価できるものもあるけれども、そういうものはむしろ少ないというところが弱点ですね。

中西委員：本当に、10年、20年前から言われ続けて、今後も続けていきますねというようなニュアンスですよ。

大塚会長：だから、むしろ本当に事務局と相談しないといけない。本当にやりたいということであって、グループホームは地域生活の拡充で必要なのだから、今のこの評価というのはデータとしては少ないので、具体的にはここにこう持っていきましょうと、そういうのは明確ですね。それで答申になるのかな。1つはびっくりしたのですが、予算がつかない。予算のつくことだからそう簡単には、書いたからといってなるわけではないけれども、なかなか難しいかなということですよ。

おっしゃるとおり、確かに漠とした、これがどんな意味を持つのと、障害者相談というのをよく考えると、おっしゃるとおりだなと思います。

ただ、ここに書かれていたのも、さっき言ったように事業との関係における個別な話も含めて、関連してこれに出ているということをよく認識するとともに、個別的に書いてあることは事業なので、予算もついているので、これはどうするかというのはやはりきちんと次年度はどうなっているのかということはあるかだと思います。

笹本委員：ごめんなさい。やはり個別で、重点事業5の答申のような形でお答えせざるを得ないのだと思うのです。ただ、我々がここはやはりきちんとやってほしいのだというものについても挙げていかなければいけないと思ひまして、今さらなのですが、重点事業1から4のように、ただ事業番号1、これについて頑張ってくださいというもの。総論をまず述べて、特にこの事業については、こういうふうに頑張ってもらいたいというような答申の仕方をしたらいかがかと思うのですが。

大塚会長：2本立てです。さっきそれを言ったような総合と個別。

笹本委員：大塚先生、先ほどからそういうことをおっしゃっているのですが、ぜひ事務局のほうでこれもきちんとした答申として上げていかれるのであれば、総論的な部分をまずきちんと入れていただいた上で、我々が意見を出させていただいて、私は前回お休みをさせていただいてしまったので、前回に出たご意見があったらきちんと特にこの事

業番号何番については、こういうことをしっかりやってほしいというような書き方を
していただくのが、一番いいのではないかなと思うのですが。

大塚会長：先ほどの文言にあるように。多分、それがないと次のまた評価が具体的な事業のこ
とを頭に入れながら全体を見るというのがあると、次の評価もしやすいと思うのです
が。書き方はまた相談します。よろしいですか。

柴田委員：それで、思い起こしたのですが、前のことで、重点4なのですけれども、障害児発
達支援のところで、教育との連携が弱いと思うのですね。それが総論的にそう。

例えばですね、(2)の障害児教育の充実ですけれども、実際には今、国分寺で学校
教育の中で一番努力していることで、特別支援教室が順次具体化されていくわけです
よね。その取り組みがどうなのか、それから従来国分寺市が独自に行ってきた、事
業だとかいろいろな取り組みがあって、それと東京都が打ち出している特別支援教室
との関係はどうなのかということが、現場では関心のあるところだと思うのですが、
情報がここにも少ないのです。

それから、先ほどの相談のところでも、例えば障害の手引きの中にも教育のところ
がほとんど載っていないのですね。それから、この後になります重点6のところも、
保健・医療・福祉の連携とあって、福祉と教育との連携の視点が非常に弱いと思う
のです。教育との連携についてさらに進めてほしいと思います。

大塚会長：ほかにいかがですか。それでは、重点事業の6ですけれども、保健・医療・福祉の
連携の推進ということでどうでしょうか。ご意見があればお聞きしたいのですけれど
も。

柴田委員：ここは教育が入らないですかね。保健・医療・福祉・教育と。

大塚会長：そもそも障害計画というのは、全ての分野だから障害の方にかかわる福祉があっ
て、やはりマネジメントしたいところは障害福祉課だから、本当は協力しなければだめな
のだけれどもなかなか。それは市の連携体制が少し遠いところにあるかもしれないで
すね。

柴田委員：市によっては、教育を学齢幼児期については一体化して1つの部にしているところ
もありますし、そういう点では国分寺の現状は連携が遠いと思うのですけれども、や
はり意識的に連携を進めていただきたいなと思います。

大塚会長：次の障害者計画をつくる時のことも含めて、施策があっ
て、これはつながって
いくことだと思いますので、こういう評価になるかという。ほかにいかがですか。

中西委員：だんだん何がどうなっているかわからなくなってきたのですが、ご相談を受けてい
て気になるのが、障害者が高齢者の枠組みに入るかわからないという部分と、生活保
護を受けている方が、生活保護のケースワーカーさんに相談してしまうと、なかなか
障害に理解がなくて、ケースワーカーに相談しないで障害福祉課に行ったほうがいい
のではないのというその連携の部分ですね。

それは国分寺に限らない話なのであれなのですが、その辺が結局、皆さん、多分今
まで自分にとって一番身近だった方のところにまず相談に行かれるわけで、それで、
同じ市役所の中だからうまくやってほしいなと常に机の向こう側で何かうまくやって

くれればいいのだけれども、こっちに返さないでくれというのは、常に役所に行くと感じるのですが、そんな話はここののでしょうか。

大塚会長：今の保健・医療・福祉の相談支援ということの充実ですけれども、総合的な相談の窓口ということで、どんなところでどんな相談をすればいいか、あるいは受けることでどんな体制をつくるかということと関連していることと思います。ご意見そういうことであれば、もう1度、具体的なニーズもですね、障害者のこともあって、高齢であろうが障害者であろうかという点で、そこは受け身側の市役所の相談の体制自身でうまくそこが連携できていれば、相談に行ったときにうまくやってくれるという。

それから、生活保護も含めて困窮のところもあるんですね。困窮で生活保護の申請を含めて障害者だからどうだというので、丁寧にやってくださいと言うしかない。

中西委員：その職員の研修とか質とか、生活保護とか高齢のところの職員さんが、障害にどれくらい理解があって対応ができるかという部分なのかもしれないなと思うのですが。

大塚会長：あとはどれだけコミュニケーションができていくかということですね。

中西委員：そうですね。障害のある方とのコミュニケーションが。

大塚会長：そういう部分で。市役所内ですか。

中西委員：そうですね。

大塚会長：そっちの話ですね。そういうこともここに書かなければいけないのですけれども。

うまく受け入れられるような仕組みみたいなのは、どうですか。確かにこれから障害者は本格的な案件で。

福島委員：154番ですが、福祉の総合的な相談窓口の体制整備が地域福祉課、155・156が障害者相談室、157が健康推進課、158が子育て相談室とこうなっているんですね。だから、先ほどお伺いしたのですけれども、課が分かれてしまって、どこに相談していいのかわからないというのが現状なのですよ。

大塚会長：やっているのですよね。

事務局：157の精神保健医療相談は、これは今年度から健康推進課から障害福祉課に移管してきましたので、155,156,157につきましては、全て今は障害福祉課のほうで対応しています。子どもの部分はですね、子ども家庭部のほうで、ここは一定の専門知識が必要でございますので、子育て相談室という場で対応しているということです。

連携のお話が出たのですけれども、私、実は昨年4月に障害福祉課に帰ってきたのですけれども、8年ぶりに戻ってきたのですね。昔は確かにおっしゃられるようなことがありまして、なかなか連携ができていないなという印象がありました。戻ってきてびっくりしたのですけれども、非常に福祉の課題は広範多岐にわたっているのですね。

ですから、やはりそこは庁内でもしっかり連携していかないと、むしろ対応できない今の世の中になってきているなと感じていまして、委員の皆様からいろいろご意見を頂戴したのですけれども、そのところはですね、かつてに比べれば横の連携というのは少しずつきちんと整ってきているのかなという印象は、私は戻ってきて思っているところです。

大塚会長：コンシェルジュが必要ですよ。窓口において何でも受けて、どこにでも連れて行って全部うまくさばいて。今のままでいいということはないですね。何かもっと工夫できることがありますよね。そういう人を配置しろとは言わないけれども、どうしたらスムーズに行くのかなというのは、先程からここで障害のある方がおっしゃっておられますが、なるべくスムーズに自分が相談したいこと、相談したい人、相談をきちんと引き受ける人・部署というもの。大抵窓口にいる人はみんなやってくれるから。

笹本委員：学校だったらですね、家庭への支援が必要だというようなケースは、廣瀬課長さんもおっしゃいましたけれども、学校にコーディネーターという位置づけがございますので、障害福祉課であったり、子ども家庭支援センターさんに相談に行きますと、例えば子ども家庭支援センターさんに行きますと、では障害福祉課の方にも来てもらいましょうとか、このご家庭は生活保護なので生保の担当者にも来てもらいましょうというような形で、支援会議をさせていただいています。

本校に来ている国分寺の在住の児童生徒さんたちに、今そういった特に家庭支援の必要だという児童生徒はいないのであれですけども、確かにそんな形でさっとというか、皆さんお忙しいので日を合わせるのは大変だったりするのですけれども、例えばそういうご相談をすれば1カ月以内にそういった支援会議をさせていただいていますので、多分国分寺市さんも、今、廣瀬課長さんからお話が合ったようにできているのだと思うのですね。

ですから、学校ではそういうコーディネーターという位置づけがありますので、もし地域で支援が必要なご家庭であったり、障害のある方の存在があれば、そういったコンシェルジュというお話もありましたけれども、そういう支援会議をコーディネートする方を配置することも考えていただければいいと思いますし、多分障害福祉課の窓口の方は、もうそういうコーディネーターで既にいらっしゃるのだと思いますし、学齢期であれば子ども家庭支援センターさんがそういう役割を担ってくださっているのではないかと思うのですけれども。

大塚会長：国分寺の教育コーディネーター、相談支援専門員みたいに、この人たちがきちんとサポートも含めて行政の仕組みの中と、あるいは地域における連携会議やそういう支援する仕組みについて。でもまだ課題があると。ここに書けるかどうかわかりませんが、この中で少しでも解決していくほうがいいですよ。はい、どうぞ。

藤田委員：私は、相談支援体制というのは、もうこれからの根幹だと思っていて、先ほど土屋委員が言ったような。たらい回しとか、私どもも相談がきたときに、私たちもたらい回し感とかどこかの支援を使つてと、もしかしてやってしまったこともあるかわからないけれども、ただ相談に対してこれうちは違うよなというのがあって、そのときに先生が今言ったように、どこかで支援会議を開きたいなというときがある。

わからないときに、市のほうに、これはどこに相談すればいいのかと相談することがあるのだけれども、そのときに的確に私が知らないツールもあって、ここ、市がポンと言ってくれたときにクリアになるのです。私は相談が来たときにたらい回し感というのは、言葉は悪いのだけれども、それは本当に感じているところがあるので、

自分もしてはいけない。あとは、ただ、うちとしてはやらないのだけれども各支援を使って、そちらにつなげるような形というのか、そういうことで相談支援体制というのは、そういうことだと思うので、これからの地域生活の中では根幹の部分になってくるのかなと。

だから、市のほうも総合窓口と言っているけれども、各市町村では今度東大和市が総合相談センターみたいになるのかな。あとは墨田区のほうでもそういうものの説明がいいかどうかはあれなのですけれども、総合的な窓口になっているのか、そういうものって必要になるのでしょうか。

ただ、的確にジャッジをしてくれる。そのときに路頭に迷わないようにしてくれるところが、今の連携というのであって、それが国分寺市の中でできていればいいかなと思って。だから、無責任なことは言っはいけないなと思って。

柴田委員：160番、高次脳機能障害者支援促進事業。これはされているかと思うのですけれども、特に成人期の発達障害者の支援は就労だけではなくて、生活からさまざまな面で課題があると思うのですが、それはどういうふうに考えているのでしょうか。

阿部委員：それについては、発達障害者に対する支援事業という事業を、地域活動支援センターつばさのほうで市から受けていまして、関係機関で集まって情報交換会を年2回開催をしています。

大塚会長：では、その辺は活用しながら、より発達障害の方の支援の体制が充実するように。発達障害だけ書けるかどうかはまたさっきの考え方もそうなのですが、これだけはやらなければならないということはもちろんあるけれども、ほかの障害とかもありますか。よろしいですか。

岡本アドバイザー：アドバイザーというのは何を話していいかわからなくて、済みません。ただ意見参考なのですけれども、とにかく1つ1つ網羅していかなければいけないという一生懸命な姿勢を見ていると思うのですね。すごく大事だと思うのですけれども、根本的に思うことは、本当に赤ちゃんから高齢まで、どんな障害があっても、色々な人がどこかにきちんといて、たらい回しにされないということが基本的に大事なのだということだと思うのです。

そこをきちんと、ここに入っていないとだめなのではないかとか、そうならないような根本的な方法論的なこと、そんなことを最初掲げていいのではないかなと思います。こんなところであれですけれども、そういった総合窓口政策が、そこで何をやったらこれが全体的に解決するのかみたいなことを、やはり根本的に書いておくほうが、ここで話されていなかったことはもうだめになってしまったらおかしいではないですか。そういうところも掲げてあったらいいなと。理想論かもしれないのですけれども、というところがあるので、こんなことがあると思うのですけれども。

大塚会長：どう書くかはあれですけれども、私もこの答申書の案の、書くか書かないかは別にして、一番のポイントはこの中に、まさにおっしゃった、たらい回しをしない仕組みづくりと、それがどう生きてきて、どういうことまで書くかわからないけれども。

それはライフステージに応じたつながりもあるだろうし、機関間の連携の中でのたら

い回しもあるだろうしということで、市役所でもあるだろうというふうに、そういうのもみんな出てきているわけなので、そうではないような仕組みづくりの中で、お金がかからないけれども、連携とも関係するわけだけれども、どうしたらそういうことが防げて、安心して相談できたり、サービスを受けられるかということの基本にして、そういう色々なことがあればいいかなという。そんな気持ちがあります。

岡本アドバイザー：ここの中に家族があまり入っていないなというのは思います。家族もある意味、被害者になったりしますよね。毎回、発達支援ここがきちんといろいろな状況家族の、そういったケアサポートもできるし、助けられもするよなところが。相談支援の中ですか。

土屋委員：例えばなのですけれども、重度の障害を持ったお子さんもいます。いるとしますね。そうすると、そのお子さんは高齢者でいうと特別養護老人ホームのような場所に入れられないわけで、やはりお子さんは帰ってくるのですけれども、そうするとやはり昼間とかも面倒を見てあげられるような介護の状況だとか。結局、親が仕事ができないのですね。

そうすると、仕事をやめざるを得なくなって結局生活保護になってしまう。生活保護になって、障害者の方の例を見て、そういう場合はどこに相談したらいいのか、相談しているかもしれないのですけれども、本当に切実な話にはなると思うのです。そういう話とかも今後触れられるのかなとか、その辺は正直なところで知りたいところではある。

大塚会長：4ページの、その後の4番の障害福祉計画成果目標別実績評価というところの、(2)の「障害のある人の地域生活の支援」というので、拠点の話にもなっているのですね。医療的ケアの方とか、どういうふうに安心して生きられるか、そのための拠点を、今挙げている拠点がいろいろありますけれども、ネットワーク的な団体の相談も。おっしゃるとおり、そういう課題はそういうところで、そういう問題があるということを含めてここに書いていくと、リアリティがあるかもしれないですね。

土屋委員：そこがもう知りたいのです。当事者の家族としては。

大塚会長：あとは重点事業ならサービス人材を確保、人材の専門性のこととかも必要かもしれないのですけれども、何かご意見があったら。

柴田委員：おそらく、事業所も、なかなかスタッフが集まらないという問題が深刻だと思うのですけれども、私ども親の会から見るとですね、特に移動支援について申し込んでも、ヘルパーがないということで断られるということで、實際上、支援を受けられないということが非常に多いですね。この移動支援のヘルパーが確保できないということについて、単価の問題もありますし、集め方の問題もあるのでしょうか、利用する側から見ればとにかく困っていると、そういう現状があります。

大塚会長：なかなか行政としては、どういうふうにしたらいいのかな。慣例は慣例としてあるのですけれども、結局この中でやれるかどうかというのは。あとはいいですか。そのほか。

それでは、最後の4番は、目標別実施計画と地域生活移行と成果目標ということで、

2番目の障害のある人の地域生活の支援、(3)が福祉施設から一般就労への移行とか、あるいは「今後に向けて」も含めて、ご意見があれば。皆さん言い足りなかったことはまた何か書いてもらったりしてもらって、それからその後、いろいろこちらでまとめさせていただいて、また、第3回で皆さんにご意見提示する機会があると思うのです。最後のところでご意見があれば。いかがでしょうか。

中西委員：先ほども個別の相談を受けていて、住む場所が見つからないねという話で、地域の中で親と離れて暮らせる場所を確保するというものに対して、市の方も一生懸命考えてくださって、すごく苦勞をしているという状況が多分結構あるのかなというふうに理解をしていますし、あとは、この答申全体を見ると、そういう感じではないではないですか。

その辺がすごく引っかかっていて、やはり18歳になってではなくてもいいのですけれども、ある程度の年齢になって親御さんとは別にではないと、親御さんもあり、お子さんの自立もありという中で、すごく行き先を探すのに、多くの方が苦勞をしているということがあるかなと感じているのですが、そういう課題はありますね。

大塚会長：それを根本的に今後どういう計画が出されているか。

中西委員：さっきの職場の話も同じだなと思うのですが、何かこうやはり頑張っていたきたいなというのはどこかに入っていないかなと感じるのですが。

柴田委員：同じことですが、(1)は、やはり施設入所だけではなく、親の家からも、「顕在的、潜在的なニーズの適切な把握に努め」と書いてもらっているのですが、やはり圧倒的に足りないのがグループホーム、いろいろな種類のグループホームです。サテライト型のものとかいろいろ含めて、グループホームということを入れてほしいと思います。

大塚会長：具体的な目標ということであれば、そこにそういう言葉が入っていたらいい。

藤田委員：何か福祉施設から一般就労への移行というのが、取り組みとしてはいいのですけれども、ここでいろいろな受け取り方があるもので、何か就労継続支援というものはB型でいいのですよね。A、Bがありますね。A型はどうなのでしょうね。国分寺市内にA型事業所はないですね。あと市外の利用者がいると。

何か働き方については、この書類だと経済的希望と合わせてなのですからけれども一般就労、障害者でここで福祉施設から一般就労という特化していいのか、それともいろいろな働き方があるので、これを今整理できないですか。福祉施設から一般就労というのは、何か皆さんの中で受け入れられるのかどうなのか、大丈夫ですかね。

柴田委員：この成果目標の文言というのは、既にどこかに制定されているものなのですか。

事務局：現計画に当たって国の基本方針を踏まえて、成果目標を踏まえています。

福島委員：福祉施設から一般就労への移行という点で、ケースワーカーさんから教えてもらおうと、少し難しいみたいで、作業所があると聞くのですけれども。そこから、一般就労につながるの難しいらしくて、あまり実際にはできないということ言われたことがあったのですけれども、福祉施設から一般就労というのが、現実難しいのかなということなのですけれども。

大塚会長：福祉施設にも一般就労をできる方がいらっしゃるということを前提に、そういう人

をメインに働きかけというのを一生懸命やって、実績はまた別にして、そういうことなのですから、これは国の目標なので引き続きこれを落とさないということなのでしょうけれども。

岡本アドバイザー：少しだけ現場の気持ちなのですから、価値判断が入ってしまっていて、一般就労すべきか、社会的に一般就労できないという問題はあると思います。

そこは判断していかなければいけないと思うのだけれども、その価値判断でない必要な福祉的就労は勿論ありだと思って、ここにその価値判断が入らないのと、必要な一般就労的なことを何かしてもらえると、福祉施設が一般就労へ結びつけていないそういう問題ももちろんあるだろうと思うのですけれども、何かここに価値判断が入って、就労多様性みたいな、そういったことが保障されていない感じ。

大塚会長：個々の実施は、そういうのがきちんと書かれていないと。無理してということの意味合いも困るし、あるいは抱え込んで困るということ。

岡本アドバイザー：そうですね。個々の人の問題だけではなくて。

大塚会長：そんなニュアンスで、本人がその気になって志望されること、それをきちんと保障をして抱え込まないで送り出せると、そういうことになる。

阿部委員：就労継続B型に入るときに、就労アセスメントをやることになったことによって、やはり少しいいことがあって、特別支援学校から直接今まで就労継続B型に自然と行っていたのが、就労の力を、アセスメントを就労移行支援事業所にしてもらい、その結果、就労継続B型事業所に意見を伝えるということができたので、就労継続B型事業所もその視点がある程度持って支援を行えるようになって、実績も出てきていて、特別支援学校の生徒さんには大変なことになるのですけれども、結果は少し見えてきているかなという実感はあります。

【報告事項】

【1）虐待防止の取組状況について】

大塚会長：ありがとうございます。済みません。だんだん時間かなと思います。あとは、残りはおしご意見等があったらお寄せいただいて、もう1回あるから、後で説明するとして、あと1回やるのでそこでもう一度ご議論いただくということをよろしくお願い致します。あと、残りの時間、報告事項があるそうなのですけれども、5分でお願いします。長くやってもしょうがないので、5分で報告についても紹介をしてすぐ終わります。

事務局：では、虐待防止の取組状況についてご報告いたします。虐待防止法がございまして、その規定に基づいて市は要綱を制定しています。この虐待防止ネットワーク会議というのを設置しておりまして、そこで対応したものについて別紙の資料6ですね、こちらが27年度の虐待防止の取組状況なのですけれども、この要綱に基づいて対応をして、その内容をここにお示ししてあるということです。

ごらんいただくと、1番目が通報の受理件数となっております。誰が虐待をしたか、行ったかということを示されています。2番目が通報者の内訳ですけれども、こ

れは誰から通報があったのかという表になっています。

裏面の3につきましては年齢がありまして、4の事実確認の結果なのですが、これは先ほどの要綱に基づいて、会議だとかをとり行った上で、虐待の認定をさせていただいていると。ちなみに平成27年度の虐待と判断した事例は2件ということで、4の一番目のところに掲げてございます。

最後の5番の、虐待を受けたまたは受けたと思われると判断した事例につきましては、一番下の平成27年度のところをごらんいただきたいのですが、ここに2つ載せてございまして、対応結果としてサービスの追加決定によって対応をした方と、あとは施設入所によって分離したという形の対応をとらせていただきました。簡単ですが、以上でございます。

【2）差別解消法及び障害者週間行事の取組状況について】

大塚会長：さらに差別解消法は。

事務局：差別解消法の取り組み状況については、私から説明させていただきます。4月に差別解消法が施行されたことを受けまして、国分寺市では4月に職員向けの研修を行っております。それから、施行前の前年度末から職員向けの庁内の通信というようなものを庁内の掲示板に掲示しまして、理解を深めていっているところです。

それから、10月には民間の事業者向けの差別解消法研修会を1時間半ほどのお時間で講師をお招きして、国分寺駅のLホールで実施しております。最後に職員が適切な対応をとるために必要な事項を定めた職員対応要領についても、人事担当課のほうで、28年度中の策定に向けて現在検討をしているところでございます。こちらについては、人事担当課と障害福祉課のほうで連携を図りながら進めている最中です。今年度の差別解消法関連の取り組みについてのご報告は、簡単ですが以上となります。

事務局：続きまして、障害者週間行事です。今年度も週間行事を実施いたしました。12月10日と11日です。ことしは昨年同様、障害者のアート展としまして、市内の小学校の特別支援学級の生徒さんから73点の作品が出展されました。

あとはですね、初めてだったのですが、今回ロンドンオリンピック・パラリンピックの金メダリストの方をお呼びして講演を行っております。参加者が10日、11日合わせて200名ということでございます。簡単ですが、以上でございます。

【3）国分寺市障害者地域自立支援協議会の設置について】

大塚会長：最後は自立支援協議会です。

事務局：自立支援協議会の設置についてですね、資料4をごらんください。こちらが協議会の概要になります。このたび、さまざまな職種の地域関係者22名で構成される、障害のある方を支えるための地域づくりの中核となる地域自立支援協議会を設置いたしました。昨日、協議会の全体会議がございまして、東京都の協議会の動向ですとか、ほかの区市の取り組み状況を紹介しながら、事前に委員の皆様からいただいた課題一覧をもとに協議を行いまして、今年度の協議会については共通のテーマとして地域課

題の掘り起こしということから、色々ご意見いただいているところなのですが、関係機関との連携というところで、顔の見える関係づくりというのをテーマとして掲げまして、各専門部会でさらに掘り下げて、情報交換も含めて、地域課題の掘り起こしを行っていくこととなりました。

地域自立支援協議会の活動状況につきましては、適宜、施策推進協議会のほうに報告してもらいたいというふうに考えております。以上です。

【閉会】

大塚会長：ありがとうございます。この協議会と自立支援協議会の関係も大切なので、それをうまく連携を図りながら、この中で課題を共有しながら計画に対しながらということやってまいりますので、これについても今後ともよろしくお祈いします。

それでは、最後で次期計画等とあるいは次期協議会の話ということでお祈いします。

事務局：それでは、私のほうから2点ご連絡をさせていただきます。本日もご審議いただいた障害者計画と障害福祉計画になりますが、計画年度が29年度までとなっておりますので、次期の計画期間が30年度からの計画になります。30年度からですので、ちょうど29年度の来年度に次の計画の策定を行うことになっております。策定に当たっては、本協議会においてご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお祈いいたします。

次年度の協議会については、そういった関係もありますので、少し回数を今年より増やしたいと考えてございますので、また、そのあたりはよろしくお祈いいたします。

それから、策定の際にですね、ニーズ把握のためのアンケート調査を来年度実施したいなと考えてございますので、そのあたりもできれば次回、今年度最後の協議会のときに案をお示しをさせていただいて、ご意見をいただければと考えてございます。よろしくお祈いいたします。

それから、最後に次回の開催についてですけれども、次回の本協議会、2月8日水曜日、時間は今日と同じ時間ということで予定をしております。会場はまだ変更の可能性があるので、それは決まり次第また開催通知でお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

次回の開催については、先ほど会長がおっしゃったような、何かご意見があるということであれば急で申しわけないのですが、年内までに事務局のほうにご連絡をいただきますようお願いいたします。よろしくお祈いいたします。

大塚会長：ありがとうございます。皆様の協力のもとで、5分早く終わることができました。

これで障害者施策推進協議会を終わらせていただきます。今日は、ご協力ありがとうございました。どうもご苦労さまでございます。

——了——